

資料編

本別町都市計画マスタープラン改訂に係る取組及び経過

本計画の改訂にあたっては、庁内各関係課部局で構成する「本別町都市計画見直し検討会議」において、平成 26 年に作られた本別町都市計画マスタープランを基に、令和 2 年 10 月に道が策定された「本別町都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と令和 3 年 3 月に町が策定した「第 7 次本別町総合計画」との整合性を主眼に置き検討を進めました。

本別町都市計画見直し検討会議では、4 月～7 月の期間で、都合 2 回の会議を開催し、改訂案を作成しました。

改訂案は、パブリックコメントの募集を行い令和 3 年 8 月 5 日の「本別町都市計画審議会」にて審議されました。

本別町都市計画見直し検討会議設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「本別町都市計画見直し検討会議」（以下、「検討会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会議は、都市計画マスタープラン見直しに向けて、都市計画区域内の現状を掌握した中で、総合計画との整合性を図り、現時点の時点修正を行い、良好な市街地形成のため、将来のまちづくりの方向性を示す事を目的とし、併せて現在「本別町都市計画用途地域変更打合せ会議」で検討している将来の土地利用の方向性を示すことも目的とする。

(所掌事務)

第3条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 本別町都市計画マスタープランの見直しについて
- (2) 本別町都市計画用途地域変更について

(組織)

第4条 検討会議は、別表に掲げる職員をもって組織する。なお、委員は、職員の職及び担当をもって充てる。

- 2 検討会議の座長は副町長とする。
- 3 「本別町都市計画用途地域変更打合せ会議」を当検討会議に吸収する事とし、その構成員の一部を事務局とする。

(会議の開催)

第5条 検討会議は、座長が招集し事務局が会議を進行する。

- 2 座長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は座長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

令和3年度本別町都市計画見直し検討会議名簿

【令和3年4月1日現在】

NO		氏名	役職名	備考
1	座長	大和田 収	副町長	
2	委員	村本 信幸	総務課 課長	
3	〃	篠原 順彦	農林課 課長	
4	〃	中川 雅之	保健福祉課 課長	
5	〃	高橋 哲也	企画振興課 課長	
6	〃	長屋 和幸	住民課 課長	
7	〃	倉崎 景一	農業委員会 事務局長	
8	〃	阿部 秀幸	教育委員会 教育次長	
9	〃	武田 敏英	教育委員会管理課 課長補佐	
10	〃	吉村 圭	住民課 主査	
11	〃	原 英樹	農業委員会 主査	
12	〃	井出 英行	農林課 主任	
13	〃	宮内 一樹	企画振興課 主任	
14	事務局長	坪 忠男	建設水道課 課長	
15	事務局	加藤 勉	建設水道課 課長補佐	
16	〃	吉澤 玄	建設水道課 副主査	
17	〃	南部 裕介	建設水道課 副主査	